

平時範に関する覚書

宮 崎 康 充

はじめに

平時範の日記『時範記』は、彼の極官が右大弁であったところから「平右記」「右大記」「右大丞記」などとも呼ばれている。いくつかの部類記などに引かれている『時範記』の逸文からも、時範の日記がもとは長い期間にわたって詳細に記されていたことは容易に推察され、『記録異同考』によるだけでもその期間は承保二年（一〇七五）から嘉承三年（天仁元年、一一〇八）まで三十四年間におよんでいるのである。しかしながら『時範記』としてある程度まとまった形で伝えられてきたものは、寛治八年（嘉保元年、一〇九四）六月十三日より二十五日までの記事を有するもの、永長二年（承德元年、一〇九七）三月一日より二十九日までの記事を有するものの二種に過ぎず、他に承保四年から承德三年までの改元に関する記事を抄出したものが『歴代残闕日記』に「時範朝臣記」として収められているぐらいであった。⁽¹⁾

そのような中であって、近年書陵部蔵旧九条家本のうちより、江戸初期に「承德三年春」と外題されていた一本が『時範記』の鎌倉期写本であったこと、同じく「仁王會」と外題されていた一本が『時範記』永長二年十月記で、前の「承德三年春」記とつれをなす写本であったことなどが判明し、また京都御所東山御文庫に「三木左大弁源基綱朝臣記」の書名で蔵されていた一本も実は『時範記』承德三年夏記であることも判明した。これらは『書陵部紀要』十四号・十七号・三十二号・三十八号において逐次資料紹介されてきたところである。それにつれて、これら新出の『時範記』を活用した論考もいくつか発表されてきている。⁽²⁾

これまでは資料紹介という性格上、記主平時範について深く言及することはなかったが、『時範記』の本体がこれだけまとまったことでもあり、その記主時範を中心に、ひとつの王朝官人像としてここに取り上げてみるのもそれなりに意義のあるものと考え次第である。

一、時範の家系

時範の出自は高棟流桓武平氏である。高棟から数えて五代の子孫に親信がおり、これが時範の高祖父にあたる人物である。高棟から親信に至るまでの、この家系の動向については山本信吉氏が論述されている⁽³⁾。それによると、この家は「歴代学問に関心の深い家」で、「歴代が略文章生出身で、六位藏人を経、天皇の侍臣として官途につき、政務に練達した官人となっている」ものの、高棟の曾孫の世代からは公卿に昇った者はなく、「親信は、いわば高棟王孫が他の賜姓皇族流と同じく、中級官人層の内に埋没するか、再び貴族としての家柄を回復するかの境目に生をうけ」、「文章生・六位藏人より出でて貴族としての門流を守った親信は、この家の歴史にとって重要な人物であったといえる」と述べられている。親信のあと時範に至るまで、高棟流桓武平氏から公卿は出ておらず、極官が参議であったことから「相公」と呼ばれる親信の遠忌が、その子孫によって後々まで修せられていることからみても、親信の存在がこの家にとって如何に大きなものであったかが知られよう。

親信からあとの時範を中心とした関係系図は本文末に示した如くであるが、以下これについて時範の曾祖父行義・祖父行親・父定家の事蹟を概観していくことにする。

行義。『尊卑分脈』によると、母は光孝源氏美濃守通理の女であると

される。正暦五年（九九四）に藏人兵庫助と見え、長徳二年（九九六）正月二十五日の除目において従五位下で但馬權守に任ぜられている⁽⁶⁾。これは藏人巡を待つ間の宿官に任ぜられたものであるろう。ついで寛弘元年（一〇〇四）には武藏守となっていたことが知られるが、寛弘五年には散位と見え、以後も他の官についた形跡は見られない。『御堂関白記』に現れる行義の行動からは行義が摂政藤原道長の近辺にあったことがうかがえるが、行義については横笛に長じていたらしいことが知られる程度⁽⁹⁾で、特に実務に練達していたといえるようなものは見あたらず、父親の薨去のあとを追うようにして、寛仁元年（一〇一七）七月六日に疫病のため没している⁽¹¹⁾。

行親。寛仁三年正月に藏人所雑色となったのをはじめとし、治安元年（一〇二二）八月六位藏人に補せられ⁽¹³⁾、同三年正月には藏人左衛門尉にして檢非違使を兼帯している⁽¹⁴⁾。叙爵の時期は明らかでないが、万寿三年（一〇二六）正月十九日に太皇太后藤原彰子の出家および院号宣下（上東門院）に伴って院司以下が定められた際、もとの権大進以上は別当に、その他の進・属は判官代・主典代となったのであるが、判官代のうち、もとの官司三人中の二番目に行親の名が見えている⁽¹⁵⁾。恐らく行親は太皇太后宮少進あたりの官についていたものと思われるが、女院の判官代となっていることからみて、この時点では藏人ではない。また治安三年から万寿二年までに少なくとも三人の藏人檢非違使尉が確認できることから⁽¹⁶⁾、行親がこの間に叙爵して藏人を去っていたことは間違いないであ

ろ。翌万寿四年二月二十日の時点では行親は勘解由次官と見え、下つて長暦元年（一〇三七）中は少納言・中宮大進・正五位下であったことが知られる。¹⁸⁾

陽明文庫本『勸例』には行親が長暦二年正月に少納言から右衛門権佐となつたことが見えている。行親が右衛門権佐に任ぜられていたことは諸書に傍証があることから明らかであるが、¹⁹⁾行親の兄で前任の右衛門権佐である範国が長暦元年七月二十四日まで在任が確認でき、²⁰⁾恐らく翌年正月に従四位下に叙せられるまで在任していたであろうこと、²¹⁾行親の後任の藤原実綱が長暦四年（長久元年）正月に右衛門権佐に任ぜられていることから推しはかると、²²⁾行親が右衛門権佐に在任可能な期間は長暦二年・三年中以外にはない。また没後の行親に対する表記が一樣に右衛門権佐とされるのは、これが行親の最後の官であったからに他ならず、²³⁾恐らく長暦三年頃に右衛門権佐に在任のまま没したものと考えられる。

この行親には日記『行親記』がある。これは陽明文庫所蔵の『平記』の内にある古写本一巻をはじめ、これから派生したとみられる他の写本類も皆長暦元年の一箇年分を存するのみであるが、『玉葉』安元二年十一月二十二日条によれば、少なくとも十一巻はあったことが知られるのである。

定家。『尊卑分脈』によると、母は周防守藤原頼祐の女であるときれる。『春記』長久二年（一〇四一）二月十六日条に蔵人大膳亮としてその名が見え、「今年補任之蔵人」と言われている。その後の永承二年

（二〇四七）には紀伊守と、²⁴⁾同五年には前紀伊守と見え、²⁵⁾康平元年（一〇五八）には左衛門権佐となつていた。²⁶⁾定家はほぼ康平年中を検非違使左衛門権佐に在任したのち、治暦元年（一〇六五）には尾張守であったことが知られる。²⁷⁾しかし、同四年七月二十一日の後三条天皇の即位に際して左大将代をつとめることになっていた定家は、如何なる理由によるものか「心中存不可奉仕之由、不設礼服、臨期中尚腫物之由」ということでこの役を懈怠している。『尊卑分脈』には定家の位階は正四位下まで昇つたように記載されているが、このようなことが影響したものか、尾張守のあととは他の官につくこともなく、その後の動向も定かではない。

この定家には陽明文庫所蔵の『平記』の内に『定家朝臣記』として天喜元年より同五年までを抄出して収める古写本一巻が伝わる他、²⁸⁾康平元年より同五年までを収め『康平記』の名で流布している日記が伝存する。これらの日記によって定家が関白藤原頼通の家司であったことが知られるとともに、特に定家が検非違使左衛門権佐に在任していた時期に相当する『康平記』には、具体的な史料のあまり豊富ではない検非違使佐の活動状況のうかがえる記事も散見し、中々興味深いものがある。

以上の如く、親信のあと行義・行親・定家と続くこの家系の経歴はあまり華やかなものとは言えず、完全に中級官人層の中に埋没してしまつていたのである。そのような中であっても、父祖以来の伝統とも言うべき実務官僚としての方面において命脈を保っていたところに、この家の特徴がよく現れていると言えよう。

一方、一族中に眼を転じてみると、親信の孫で筑前守理義の子、行親とは従兄弟にあたる定親は、文章生より出身して六位藏人となり、長元五年（一〇三二）右少弁に任ぜられて以来、三十年間も弁官に在職し、弁官として次第に転任する間に東宮学士・五位藏人・検非違使左衛門権佐・文章博士・式部大輔などを兼ね、正四位下右大弁にまで昇っている。⁽³⁰⁾

また、行親の兄範国は、やはり文章生より出て六位藏人となり、甲斐・美作・伊予などの受領を歴任する間に五位藏人・検非違使右衛門権佐などもつとめていて、⁽³²⁾壮年期に没したとみられる行親よりは優位な立場にあったことは疑いない。しかしながら『尊卑分脈』等の系図類には定親の子孫の記載はなく、⁽³³⁾範国の子息経方・経章にはもはや見るべき程の官についた形跡はない。⁽³⁴⁾

つまり、時範が世に出ようとする頃は、高棟流桓武平氏そのものが、公卿を望むことはおろか、中級貴族として存続していくことすらおぼつかなくなりつつある。そのような状況にさしかかっていたと言えるのである。

二、時範の官歴

前節で触れた如く、時範の父は定家である。これは『尊卑分脈』等の系図類が一樣にそう作るばかりでなく、『殿曆』長治二年二月二十五日条に時範について「彼朝臣父定家」と見え、『拾遺往生伝』にも時範は

「前尾張守定家朝臣之長男也」とあり、時範が定家の子であることを疑う理由はない。もっとも、時範が右少弁に任ぜられた年である『弁官補任』寛治八年（嘉保元年）条には時範は「故参議親信卿三男」と注記されていていたりもするが、これが何かの誤りであることは勿論である。

次に時範の母についても、『尊卑分脈』等には越中守藤原家任の女であると記載されている。家任が越中守に在任していた時期は永承三年（一〇四八）三月二日、『造興福寺記』に見えることによって確定され、この家任の女が時範の母であることに世代的な矛盾も生じないことから、強いてこの記載を疑うほどのことはないように思われる。と言え、当然時範の生年を明らかにしておかねばならないが、これには『為房卿記』寛治四年（一〇九〇）六月五日条が最も有力な手がかりとなる。すなわち、時範が五位藏人に補されたことを記したこの日の記事に、時範の年齢が三十七歳であると見えているのである。これから逆算すると時範が生まれたのは天喜二年（一〇五四）ということになる。ちなみに、『兵範記』仁平四年三月二十五日条・同四月二十二日条によると、時範は治暦二年（一〇六六）に十三歳で登省したとされ、また『拾遺往生伝』には天仁二年（一一〇九）に五十六歳で没したとある。『弁官補任』にも時範の年齢が記載されているが、これらも逆算すれば全て天喜二年の生まれということになり、時範がこの年に誕生したことはまず間違いないところであろう。

時範がどのようにして官途についたのかという点に関しては確実な第

一次史料があるわけではなく、家伝の類に属するものではあるが、今掲げた治暦二年に登省したという『兵範記』の所伝が唯一の手がかりである。そして、これも前例を集めたものではあるが、『除目申文之抄』に引かれている「文章得業生文章生等任数事」の中に平時範の名が見えている。ここでは歴名の下に「得業」と注記されているものと、何も記されていないものがあり、時範には注記がないところをみると文章生であったようであるが、それによると時範は延久三年（一〇七一）正月に加賀掾に任ぜられたとされている。これが信頼できるものであるならば、『朝野群載』第三に載せられている延久三年三月十五日の「勸学会之記」に「加賀平掾」と見えるのが時範であるということになる。

時範の名が実際の史料上に現れるのは承保三年（一〇七六）三月十五日を初見とし、この時藏人左衛門尉であった。⁽³⁵⁾ところで、木本氏の調査されたところによると、『時範記』逸文の最上限は『群言鈔』に引かれた承保二年十一月十九日の条文であるとされる。それは「依召参内、今夜五節舞姫参入口、帳台北為大師局、^{主上御此所}御座云々」というものである。時範が何時頃から日記を書きはじめたかは不明であるが、六位藏人に補任されて宮廷社会の表舞台に登場したあたりを契機に書きだされる可能性は高いであろう。少なくともこの記事の書きぶりからも、承保二年十一月時点では既に藏人となっていたように思われる。

ついで、『助無智秘抄』には承保三年十月二十四日の時点で藏人検非違使左衛門尉と見え、六位藏人で検非違使を兼ねる藏人尉、いわゆる

「上の判官」であったことが知られる。『尊卑分脈』・『二中歴』第一大舟・同第二鞞負佐などでは、時範に「文」と注記し、文章生出身であること⁽³⁷⁾を示しているが、藏人尉には文章生あるいは文章得業生を経た者が多くあてられており、時範の官人としての出発点が文章生であったことはほぼ間違いないように思われる。『中右記部類』紙背漢詩集や『和漢兼作集』に時範作の漢詩が残されていること、『続古事談』に堀川院御時の逍遙に序代を書いた話が伝えられていること、寛治七年六月の高陽院での作文に文人として名をつらねていることなども、時範が文章生出身であったことをうかがわせるに足るものである。

これらから判断して、『兵範記』に見える時範に関する所伝はほぼ正確なものと思われ、前出の『除目申文之抄』に引かれている内容も、かなり確度の高いものであるとみてよいようである。

時範はこのち『水左記』承保四年（承暦元年）九月三十日条まで藏人左衛門尉として現れ、同記同年十二月一日条には左衛門尉とのみ見える。ここでは時範は白河天皇の稲荷・祇園行幸に舞人をつとめているのであるが、六位藏人は叙爵して職を去るのが原則である上、藏人尉が叙爵のち大夫尉に叙留される例は皆無であることからみて、この時の時範は未だ六位藏人であったと考えられる。⁽³⁹⁾このあと時範の名が再び現れるのは、約一年半を経た承暦三年七月十日のことで、中宮藤原賢子に善仁親王（堀河天皇）が生まれた際に、時範は五位の兵部少輔で鳴弦の役をつとめている。⁽⁴⁰⁾従って、時範の叙爵の時期はこの間に求められる。

時範が兵部少輔と見えるのは『為房卿記』永保元年（一〇八一）八月四日条までで、『大府記拔書』応徳三年（一〇八六）十一月二十六日条には前越中守と記されている。時範の受領歴については、『兵範記』保元二年八月二十一日条により、永保三年に見任の越中守であったことが知られるのであるが、一方で『為房卿記』永保二年三月十三日条に「越中守進発」という記事が見えている。藤原為房と時範との関係は後述するが、為房が公卿以外の人物に対して、このように官名のみを表記で動向を記すのは身内の人間である場合が多く、この日進発した越中守は時範であると考えて間違いないであろう。とすると、前任の越中守藤原公盛が任国で没し、その報告が京にもたらされたのが永保元年十二月十日頃であったことからみて、時範は翌永保二年正月の除目あたりで闕国となった越中守に任ぜられ、三月に進発したものと思われる。

寛治元年（一〇八七）十一月二日の時点で依然として前越中守であった時範は、翌年三月十三日には勘解由次官と見えている。⁽⁴³⁾恐らくはこの年の春除目あたりで任ぜられたものであろう。⁽⁴⁴⁾蔵人尉から八省輔、受領をはさんで勘解由次官と、典型的な実務官僚としての昇進経路を経てきた時範は、寛治四年六月五日に五位蔵人に補せられ、⁽⁴⁵⁾翌寛治五年正月二十二日には媿子内親王の立后に伴って中宮権大進を兼ねることとなった。⁽⁴⁶⁾『後二条師通記』はこの時の時範を「従五位下」と記しているが、⁽⁴⁷⁾「職事補任」が「従五位上」としているばかりでなく、寛治四年四月二十日の時点で従五位上であった傍証があり、⁽⁴⁸⁾『後二条師通記』の記事は、誤

記あるいは書写の際の誤りによるものであろう。そして寛治五年四月二十七日に中宮入内の勳賞があり、時範は正五位下に加階されたのであった。⁽⁴⁹⁾ついで同七年正月十九日、中宮媿子内親王は院号宣下があつて郁芳門院となり、もとの官司たちはそれぞれ女院の別当・判官代などに移つたのであるが、時範は五位蔵人であったことから院司とはなっていない。⁽⁵⁰⁾

寛治八年（嘉保元年）六月十三日、時範は五位蔵人に加えて、待望の右少弁に任ぜられた。⁽⁵¹⁾『弁官補任』には「元勘解由次官加賀權守」と記載されていて、この時までに加賀權守を兼国していたもようである。蔵人弁となったことで、時範は次から次へと公事に奔走する極めて多忙な身となったが、同年十二月十七日には、藤原知綱の没後死闕となつた右衛門權佐に任ぜられて検非違使宣旨が下され、⁽⁵²⁾ここに五位蔵人と弁官と検非違使を同時に兼ねるといふ、実務官僚にとつて「至極之朝奨」とされる⁽⁵³⁾三事兼帯を果したのであった。時あたかも検非違使左衛門權佐は左少弁藤原有信の兼ねるところであり、⁽⁵⁴⁾左右の少弁がともに左右衛門權佐（検非違使佐）を兼ねるといふことについて、藤原宗忠は『中右記』に「左右少弁兼帯左右衛門權佐例、古今未曾有之事也、但當時之撰、時範當其仁、雖無先例又以理也、何為哉」と記している。すなわち、いまだかつてこのような例はないという事態ではあるものの、今右衛門權佐を撰任するとなると時範こそがふさわしい。つまり時範はそれだけの器量の持ち主と目されていたのであり、その結果としての三事兼帯も、決してその名に恥じない評価と内容を伴ったものであったと見なされるの

である。⁽⁵⁵⁾

これ以降、時範はその後半生のほぼ全てを弁官として過ごすこととなった。嘉保三年（永長元年）四月二十一日に防鴨河使を兼ねた時範は、翌永長二年（承徳元年）正月二十九日には中宮大進をも兼ねることになった。⁽⁵⁷⁾ 中宮は篤子内親王である。さらに同日右衛門権佐から左衛門権佐に転じた時範に対し、閏正月六日には「別当有障間庁事奉行」との宣旨が下されている。⁽⁵⁸⁾ 三事兼帯しながら関白師通の家司と中宮大進までつとめているところに、その上検非違使別当の代行をせよというのであるから、時範は正に身体がいくつあっても足りないほどの忙しさであったろう。しかしながら見方をかえてみると、このような超多忙ぶりこそが実務官僚にとって面目躍如たるところであり、実務の手腕が大いに問われる場面であったのである。

承徳二年（一〇九八）七月九日、時範は因幡守に任ぜられて藏人左衛門権佐は去ったが、右少弁中宮大進はそのままであった。⁽⁵⁹⁾ しかし用務繁多な弁官にとってはおいそれと任国に下向することもままならず、中々下向できないでいる間に、⁽⁶⁰⁾ 同年十二月十七日に左少弁に転じ、⁽⁶¹⁾ 翌承徳三年（康和元年）二月九日、ようやく任国因幡に下向したのである。同月十五日に因幡に入境した時範は、型どおりの国司神拝・国務始などの儀を終えたのち、三月二十七日に因幡国府を出立、四月三日の晩に入浴している。⁽⁶²⁾ 同時代の国司の任国下向の実際が知られる記録としては、『為房卿記』寛治五年七月一日〜同二十三日条なども現存するが、『為房卿

記』は任国加賀での記事にはじまり、京に上る部分が残されているものの、任国下向の前半に相当する部分の日記は失なわれてしまっている。⁽⁶³⁾ これに対し、時範の任国下向の様子は、京都進発から入洛まで、全行程が現存する『時範記』の中に含まれており、残存状態が良好とは言えない『時範記』にあって特に注目されるところである。

時範が京を立つと同時に、あとを追うかの如く、京都での出来事を知らせる便りが毎日のようにもたらされている。弁官兼任者の任国下向とはかくも慌しいものであったわけであるが、任国下向を果した時範は、すぐに以前のように弁官として、師実・師通の家司として、中宮大進としての多忙な日々にもどったのである。これ以後も時範の官位昇進は弁官を中心に動いていくが、それを『弁官補任』を補訂しながらみていくことにする。

康和元年十二月十四日に右中弁に転じた時範は、⁽⁶⁴⁾ 翌康和二年正月五日の叙位で従四位下に叙せられ、⁽⁶⁵⁾ 同年七月二十三日の造宮叙位により従四位上に加階されている。⁽⁶⁶⁾ 翌康和三年十月には修理右宮城使を兼ね、⁽⁶⁷⁾ 同四年正月五日の叙位で正四位下に昇り、⁽⁶⁸⁾ 同年六月二十三日の臨時除目で権左中弁に転じ、⁽⁶⁹⁾ 翌康和五年十一月一日には藤原隆時との相博により、因幡守から近江守に遷任している。⁽⁷⁰⁾ 時範が因幡守を兼ねてから既に六年目に入っており、この間に重任されていたものかと思われるが、この度の近江との相博は、『中右記』同日条に「依可作新御願御堂二字也」とあるように、堀河天皇御願の尊勝寺に二堂を造営することで聴されたもの

であった。その二堂とは、『中右記』長治二年（一一〇五）十二月十九日条により、准胝堂と法華堂であったことがわかり、時範はこの二堂造営の功によって近江守重任の宣下を得たのである。その後、嘉承元年（一一〇六）には十年間つとめた中宮大進を辞したが、同年十二月五日の除目で内蔵頭を兼任し、同月二十七日には右大弁に転任している。しかし翌嘉承二年七月、堀河天皇の御凶事を執行するために内蔵頭を辞し、翌年（天仁元年）四月十四日には近江守を辞して嫡男実親を紀伊守に申し任じたあと、同年十月三日に右大弁の辞書を撰政忠実に進め、同月二十四日に出家して法名を寂慧と称し、翌天仁二年（一一〇九）二月十日、五十六歳をもって往生を遂げたのであった。

三、時範の活動

ここでは時範の活動ぶりを見ていくこととするが、これはその時々には時範が帯していた官職とも密接にかかわってくるため、前節と多少記述が前後することをおこわりしておく。

六位藏人としての時範については、それほど史料がなく、前節で触れただけのものではない。やはり、時範の活動で目につくものといえば、藤原師実・師通さらには忠実の家司としての行動である。時範が撰関家家司であると明示されている史料は、『後二条師通記』応徳元年二月二十五日条を初見とするが、それ以前、『為房卿記』永保元年十二月一

日条に、時範が法成寺御八講の行事をつとめていることが見え、これなどは明らかに撰関家家司としての活動である。また、『後二条師通記』永保三年正月三十日条、同二月六日条などには、時範が御使として師実・師通の間を往反しており、これも家司である故の行動とみられる。そして、『後二条師通記』などを見る限り、寛治四年頃まで、すなわち時範が未だ五位藏人になる以前においては、時範はこのような「御使」的な役割りで現れることが多いのであるが、この頃から時範の日記が撰関家当主から特殊な眼で見られていたことを示す記述が既に現れはじめてるのである。今それに類する記述を一括して示すと次の如くである。

① 金峯詣事、有委者時範記、可尋注之、（『後二条師通記』寛治二年秋冬記扉）

② 秉燭之後下名事行之、（中略）広筵敷長押北、障子倍四尺屏風被立前敷座之、次第為房・時範記委尋可注之、（『後二条師通記』寛治二年十二月二十七日条）

③ 大般若経一部、春日御祈奉供養、（中略）寝殿装束次第、僧綱座、自東第三間戸前、敷畳三枚、経机五脚、凡僧座、自西第三間、敷四行、上達部座、南廂自東五間中間、自西柱下敷座云々、自余時範記尋可見云々、（『後二条師通記』寛治四年三月二十五日条）

④ 五節之間内々被定、以有信朝臣令申案内、（中略）又先例之事不思得被仰也、又時範朝臣許件有日記、取尋一定可被候欵、（『後二条師通記』寛治四年九月二十四日条）

⑤ 可有行幸院也、朝間甚雨、暫被相待晴也、不能委記、相撲七番御覽、件日記委員尊林也、仍不私記也、又時範日記所尋得也。〔中右記〕嘉保二年八月八日条)

⑥ (賭射) 御装束儀、東対南庇御簾垂之、西二間為中宮御所、中門北廊北第二間敷毬代、四角置鎮子、殿上御倚子立、御後大宋御屏風一帖立、对簀子敷置菅円二枚、殿并余座也、亘傍壁庭上敷座、为上達部座、自委不見云々、委記有時範許云々、〔後二条師通記〕永長元年三月二十四日条)

⑦ 於大極殿被行千僧御読経云々、観音經也、剋限午二点、御装束儀、可問時範日記、〔後二条師通記〕永長元年五月十三日条)

⑧ 御錫紵日時無表紙縫立、勘文別紙注之覽之、行事成宗少納言、去十七日参殿、著御錫紵時可参仕坎、先例不見、申剋罷出、任先例可被行由、仰付成宗了、日記説々所見也、申合於殿、仰云、付近代例可候者也、治曆四年以後同前、時範并成宗日記云々、〔後二条師通記〕永長元年八月二十日条)

⑨ (忠通元服) 所記大略許也、委不記、不審事ハ新藤中納言宗忠卿・右大弁時範記を引合可見也、〔殿曆〕嘉承二年四月二十六日条)

⑩ 向宿所、此間右大弁時範朝臣來、今日有政始也、仍其次來也、召陰陽師家榮、可有官奏令勘日時、(中略) 今日御装束儀如故殿御記、余座前ニ平硯置之、右手置也、御装束儀時範朝臣記之、不能委、〔殿曆〕嘉承二年十月十七日条)

これらを一見して気がつくことは、師通・忠実ら撰関家当主は、儀式の装束次第などの細々としたことを自らは記録せず、時範の日記を尋ね

注すべし、という態度で臨んでいることである。ということは、時範はこれらの儀式の次第を細かに記していたわけであり、様々な部類記に時範の日記が多く引用されているのにはそれだけの理由があったということにもなるが、時範と撰関家の間には、より特殊な関係があった模様である。

たとえば①の場合など、この時の師通の金峯詣は、寛治二年五月四日に精進を始め、七月十五日に出京し、八月二日に入京したという大筋は『後二条師通記』に記されているのであるが、それ以外は、鑑懸峯に到ったことを記した七月二十五日条を除くと、師通の日記にはほとんど記事がなく、委しくは時範記を尋ね注すべしとの旨を記すばかりである。当然時範は師通の金峯詣に供奉して、詳細な記録を残していたものと思われるが、これと似た状況が永承三年の藤原頼通の高野詣の時にも存在した。『高野山御参詣記』として『歴代残闕日記』にも収められているのが、この頼通の高野詣の一部始終を記した記録であるが、これは「伊予守範国朝臣奉仰記之」とあるように、平範国が頼通の命を受けて、その高野詣の次第を記したものであった。そして、この範国は時範の大伯父にあたる人物である。恐らく寛治二年の師通の金峯詣の際には、時範が師通の命を受けて、その一切を記録することになっており、ために師通はこの間の日記をほとんど書かなかったものと思われる。

また②③⑥⑦⑨⑩などは、何れも細かな装束次第は時範の日記に委ねるといふ撰関家当主の態度が示されているものである。事実、現存する

『時範記』永長二年冬上に見える、新造高陽院への遷幸に関する記事⁽⁷⁹⁾、同じく新所旬行事に関する記事⁽⁸⁰⁾、師実の法成寺新堂供養に関する記事など⁽⁸¹⁾、時範の記述は実に詳細であるし、『任槐大鑿部類記』などに引かれている『時範記』の記述もまた同様である。

時範の属する高棟流桓武平氏は、『今鏡』(すべらぎの下第三、二葉松)に「日記の家」といわれ、親信以来、一族中の多くが日記を残していることでよく知られている。時範が『親信記』を所持していたことは『後二条師通記』寛治七年二月四日条に見えているが、時範にとって、詳細な日記を記すことは家風にならう行為であるとともに、こうして蓄積された「家記」の存在が、自身の貴族社会内における拠りどころでもあったのである。その意味で、④⑥などは時範の所持する家記に対して期待がかけられている事例で、「日記の家」の存在意義がよく示されているものと言える。従って「委しくは時範記に在り」というような表現がこれほど頻出するというのも、たまたま時範が記録を残しているから参照すべしというのではなく、時範ならば詳細な記録を残すのは当然であるという前提のもとに、必要な時はいつでも時範の日記を引き寄せて見るべしと言っているのである。つまり、記録のエキスパートたる時範は、撰関家の公式記録的な役割りを担っていたと言ってもよいであろう⁽⁸²⁾。

勿論このような関係は、時範の家系が父祖代々の撰関家家司であることに加え、それが今後とも維持されていくとの認識があればこそ成り立つものである。しかし家司の側から敢えて撰関家を忌避する理由はない

から、撰関家当主から有用な家司として重用されている限り、その関係は疎遠となることはない。現実には白河院政が本格化してくると、累代の撰関家家司でありながら院司を兼ねるものもあり、中には高階為家の一族のように撰関家と疎遠になるものもあったが、特に実務官僚の場合は院と撰関家の双方から重用されることが多く、そのために撰関家との関係が疎遠になることはそれ程なかった⁽⁸³⁾。

すなわち、時範の場合は「日記の家」たる家風を守っていくことが、累代の撰関家家司として、ひいては実務官僚としての自家を存続させていくための最も有効な方策であったのである。ちなみに②に見える藤原為房は、時範と同様に実務官僚として仕える累代の撰関家家司で、代々日記を残している点においても時範と非常に似た立場にあった人物である。⑧に見える源成宗は醍醐源氏で、やはり代々日記を残している家柄である。そして⑨に見える藤原宗忠は、為房や時範らの家司クラスの中級貴族とは異なり、撰関家に親昵の上級貴族であったが、父祖以来の家記を所持しており、自らの日記『中右記』はあまりにも有名である⁽⁸⁴⁾。

このように、これらの人々は皆「日記の家」の人であったが、中でも⑤に見られる如く、時範の日記は、主家にあたる撰関家当主以外からも注目されていたのである。前述の如く日記に関心の深い宗忠は、撰関家に親しい上級貴族であるという関係から、時範の日記を利用し易い立場にあったものと思われる。

寛治四年六月に五位藏人に補せられて堀河天皇に近侍することになっ

た時範は、それまでの師美・師通間の往反に加えて、天皇と撰関家との間の連絡役にもしきりに用いられるようになった。一方、五位藏人として諸儀への参仕、あるいは行事藏人をつとめるなど、公的な活動機会が増したことも勿論である。中には寛治五年の元日節会の行事を勤仕した際に晴儀と雨儀を取り違え、一代の学識家である大江匡房から失錯をとがめられもしたが、寛治六年三月の石清水臨時祭に用いる高札の員数について、「藏人式」には二脚とあり、「清涼抄」には三脚とあるところ、「此事相尋之処、或人記云、賀茂二脚、石清水三脚」という時範の意見がいられるなど、故実に通じていなければつとまらない実務官僚としてはまずまずの勤務ぶりであった。時範の故実観に関しては、木本氏も論述されている如く、故実に対するかなりな知識に裏打ちされた信念にもとづき、積極的な態度で臨んでいたことがうかがえるのである。

実務官僚としての時範の前途は、寛治八年（一〇九四）六月十三日、右少弁に任ぜられたことで大きく開かれた。太政官内の実務の中心である弁官の重要性については橋本義彦氏が的確に述べられているが、代々実務官僚であったとはいいながら、これまで高棟流桓武平氏で弁官に在職した者は少なく、時範の近辺では、祖父の従兄弟である定親が任ぜられたぐらいである。定親が右大弁を辞したのが康平四年（一〇六一）であったから、この一門からは正に久々の弁官就任であった。

時範は弁官についた直後の六月十七日、新中納言通俊邸に赴き、弁官の故実について教えを受けている。⁽⁹⁰⁾これは翌十八日の結政習礼に備えて

のものであろう。「近古ノ名臣」と評される藤原通俊は、長らく弁官をつとめて故実に精通しており、弁官の作法を尋ねるには最適の人物であった。⁽⁹²⁾そして同月二十二日、はじめて結政に参仕した時範は、「每事依新中納言説所為也」という態度でその場に臨んだのである。

この結政の日の朝、時範と同時に右中弁に直任された藤原宗忠も、やはり通俊邸を訪ね、弁官のことを尋ね習っている。⁽⁹⁴⁾宗忠の場合は、「彼卿従本有芳心之上、早出自尚書、近昇於納言、仍為思吉例為師匠之也」とある如く、かねてからの親交に加えて、弁官から納言に昇った通俊を先達とすることで自身もそれにあやかりたい、という宗忠の気持から出たものであった。時範と通俊の間には、それとは異なる関係があったと思われるが、これについては後述する。

右少弁に続いて検非違使右衛門権佐をも兼ねた時範は、益々公務多忙な日々を送ることとなったが、この頃の時範が如何に精力的に活動していたかは、『時範記』永長二年十月記によく示されているとおりで、まさに「兼三事人、耀華勝人」と評される⁽⁹⁵⁾にふさわしい働きを見せているのである。

このように多忙な中であって、撰関家家司としての時範は一層重みを増していった。時範の後半生の活動で目立つのは、撰関家当主の賀茂詣や春日詣、および撰関家の大饗や法事などの定文を書き、沙汰をするのが、多く時範の役目であったことである。これは故実・先例に通じていることが必要とされ、家司中でも実務にたけた者の仕事であった。ほぼ

同時期に藤原為房も時範と同様の役割りをこなしていたのであるが、『後一条師通記』康和元年六月七日条には、「祇園詣何様可候乎、時範忌日候、為房朝臣相憚出来、未出仕者、沙汰人無之」と見え、家司としてのこの二人の存在の大きさが知られるのである。

康和元年六月に師通が病没したことにより撰関家の当主は忠実にかかわるが、時範は引き続き忠実の重要な家司として仕え、文殿別当をも勤仕していた。⁽⁹⁷⁾ 下って嘉承二年四月二十六日、忠実の嫡男忠通の元服の一切を取りしきった時範は、併せて忠通の家司に任ぜられた。⁽⁹⁸⁾ それから数日を経た五月三日の『殿曆』に、「今日依日次宜、撰津国垂氷庄右大弁時範朝臣預之」という記事が見えている。「垂氷庄」とあるのは撰関家領「垂氷牧」のことと思われるが、時範はその預所職を与えられたのである。

撰関家から時範に対して経済的給付がなされていたことを示す事例は他に見えないが、時範の養子である知信が、この頃既に法成寺領紀伊国吉仲庄の知行権を撰関家から与えられていたことからして、⁽⁹⁹⁾ 時範にも何らかの給付がなされていたと考えるのが自然であろう。従って、この度の忠実の処置は時範が忠通家司を兼ねることに対する追加給付の意味合をもつものであったと思われる。

こうして生涯のうちに師実・師通・忠実・忠通と撰関家四代の家司をつとめた時範は、天仁元年十月に至り、病のため右大弁を辞して出家するのであるが、この時範の辞書は忠実に進められ、忠実から奏されたのであった。⁽¹⁰⁰⁾ これより先、嘉承元年七月二十九日には時範の嫡男実親が忠

実の家司に任ぜられており、⁽¹⁰¹⁾ 父子ともに家司となるとともに、父祖代々の撰関家家司であるという家系も継承されていたのである。

四、時範の姻戚関係

時範の生涯を見ていく上で、時範を取りまく人間関係を見過ごすことはできない。時範と最も関係の深い撰関家については既に触れているため、ここでは姻戚関係を中心に、その他の時範の周辺にあった人々について言及することとする。

時範を中心とした関係系図を後に掲げたが、一見して注目されるのは勸修寺流藤原氏との結びつきの強いことである。藤原為房の母が平行親女であるというのは、『為房卿記』嘉保二年八月五日条に「蔵人弁時範書送云、故左金吾娘去月廿六日逝去、^(右) 故大将殿之人、余姨也」とあることから、⁽¹⁰²⁾ 確かなものであるが、同記永保元年八月四日条には、勸修寺流の氏人とともに兵部少輔時範が勸修寺八講に参会したことが見えており、時範と勸修寺流藤原氏との関係の深さがうかがえる。この勸修寺流藤原氏は、代々撰関家家司をつとめてきた実務官僚であるという点で、高棟流桓武平氏と共通する面が多く、特に為房は時範の従兄弟である上に、時範の官位昇進は多く為房のあとを追うような形であったから、とりわけ頼りになる存在であったと思われる。⁽¹⁰³⁾

時範と為房の関係は、為房の三男重隆が時範の聳に迎えられたことで

一層深められた。この婚姻の時期は定かではないが、『為房卿記』康和六年（長治元年）二月十八日条に、「向権守宅、江州来臨、以斉尊律師令受禁戒⁽¹⁰⁵⁾」と見えることから、この時には既に時範の掣となって一家を構えていたものと思われる。重隆は元永元年（一一一八）閏九月一日に檢非違使右衛門権佐中宮大進四十三歳という働き盛りで没しているが、『中右記』同日条には「頗有所知者也」と評され、『蓬来抄』『雲凶抄』などの有職書を著している人物である。為房の曾孫にあたる吉田経房は、その日記『吉記』安元二年五月二十八日条に、檢非違使佐の作法・故実について種々の説を記している中で、二条金吾（重隆）の説に言及し、「件金吾中古無双有識也、為卿殿息、為平右大丞掣、熟蒙西人之諷諫了、彼説尤可信受欵⁽¹⁰⁶⁾」と述べている。「高継家門、誠是面目之至欵⁽¹⁰⁷⁾」「雖凡人子孫、非繁昌之者哉⁽¹⁰⁸⁾」などと言われて、勸修寺流藤原氏の繁栄の基礎を築いた「卿殿」（大藏卿為房）が経房にとって絶対的な存在であったのは理解できるが、「平右大丞」（時範）に対しても相応の評価がなされていることは留意されるべきである。

時範と為房の関係はこれだけではなく、時範の嫡男実親を為房の長男為隆の掣とするという、二重の姻戚関係が結ばれていた。実親と為隆女の間⁽¹⁰⁹⁾に時範の嫡孫である範家が生まれたのは永久二年（一一一四）で、これは時範の没後であるが、為隆の日記『永昌記』天永元年（一一一〇）六月四日条に、「次向紀州亭、来廿七日可下向者、令書雜事定文、以旧国甲州・大丞江州定文令定之⁽¹¹⁰⁾」と見え、実親と為隆女の婚姻も恐らく時範

の存命中にあったものと考えられる。のちのことではあるが、範家は為隆の嫡孫経房を掣に迎えており、高棟流桓武平氏と勸修寺流藤原氏（為隆流）の縁戚関係は世代を重ねて継続されていたのである。こうしてみると、経房が時範を重んじているのにはそれだけの理由があったということになるろうか。

次に時範に親しい人々に眼を転じてみると、ここでは『時範記』承徳三年二月九日条が恰好の史料となる。同記によると、この日に任国因幡に下向する時範の出門に参会した人々として、前少将・信濃権守・相模守・参河権守・進藏人といった顔ぶれが記されている。前少将とは当時従四位下前左少将であった源有賢⁽¹¹¹⁾のことで、宇多源氏備中守政長の子である。時範の妻には平経章女以外に、嘉承二年閏十月十八日に没した備中守政長女⁽¹¹²⁾がおり、有賢は時範の妻の兄弟という関係になる。ところで、『尊卑分脈』には有賢の母は「中納言能季女」とあるが、『中右記』嘉保二年五月四日条には、備中守政長女房が藤原通俊の従姉妹であることが、通俊自身の言として語られていて、有賢の母は「中納言能季女」とするのが正しいようである。時範の妻が有賢と母が同じであるという確証はないが、有賢が時範の見送りに来ていることから、その可能性はあるように思われる。何れにしても、時範は妻方を通じていくらかは藤原通俊とも縁があったということになる。⁽¹¹³⁾

信濃権守については人物を特定し難いのであるが、嘉保二年三月二十三日⁽¹¹⁴⁾に信濃権守と見える藤原定仲が、『殿曆』康和四年九月十七日条に

「職事信濃権守」と見える藤原知実の何れかであろう。定仲は『殿曆』
康和三年十二月二十四日条に忠実の職事に任ぜられたことが記されてお
り、知実は師実・師通の家司をつとめた故右衛門権佐知綱の弟である。
相模守というのは、師実・師通の家司として『後二条師通記』などに
しきりにその名を見せる橘以綱である。⁽¹¹⁸⁾

参河権守は、『時範記』永長二年十月十七日条に参河権守と見える藤
原宗佐である可能性も残るが、⁽¹¹⁹⁾この承徳三年（康和元年）三月十五日に
参河権守であった藤原宗仲であると考えられる。⁽¹²⁰⁾宗仲は『殿曆』に撰関
家職事としてしばしば見える人物である。

そして進蔵人とは、この少し前『時範記』承徳三年正月十八日条に蔵
人に補せられたことに見える中宮少進源惟兼である。当日の『時範記』
に記されているとおり、惟兼の母は越中守藤原家任女であるから、時範
とは母方の従兄弟ということになる。すなわち、因幡守時範の進発を見
送りに来た人々は、全て時範の母方・妻方の縁者、および時範の同僚と
言うべき撰関家の家司・職事をつとめる人々であった。

この他『尊卑分脈』には、阿波守藤原邦忠の妻となつて撰津守為範を
生んだ時範女が記載されている。邦忠も、やはり『殿曆』に忠実の家司
として見える人物である。⁽¹²¹⁾

このように時範の周辺の人々は皆撰関家と緊密なつながりのある人々
であった。⁽¹²²⁾前節で触れた藤原宗忠との関係も勿論その中に含まれるもの
である。⁽¹²³⁾肝心の『時範記』そのものの残存状況があまり良くないため断

定的な言い方はできないが、時範は撰関家を中心とし、撰関家に忠勤を
励む一団の主要な構成員であったと言つてよいであろう。それと同時に、
時範が堀河天皇からも大きな信頼を寄せられていたことは吉田氏も
指摘されているところであるが、⁽¹²⁴⁾これも時範が有能な実務官僚であつた
ればこそで、まして堀河天皇と撰関家はおしなべて良好な関係にあり、
時範にとって宮廷官人として天皇の信頼を得ることと、撰関家の忠実な
家司であることは、何ら相反するものではなかつたのである。

むすびにかえて

以上、かなりゆきつもどりつしながらではあつたが、時範の生涯はほ
ぼ概観できたと思う。時範が生を受けた頃、高棟流桓武平氏の家運は低
落傾向にあつたが、時範は「日記の家」の最大の財産とも言つべき父祖
以来の家記を継承し、さらに自身の勝れた実務能力もあつて顕要の
官を歴任し、実務官僚にとつて「至極の朝奨」とされる三事兼帯を果し
て正四位下右大弁にまで昇つた。時範はここで病のため官を辞して出家
してしまつたが、今しばらくの寿命を保ち得たならば、家にとつて絶え
て久しい公卿の座に昇ることもできたのではないかと思われる。事実、
長久二年（一〇四一）に三事兼帯を果した藤原泰憲以降、鳥羽院政期に
至るまで、三事兼帯を経て公卿にならなかつたのは時範だけである。⁽¹²⁵⁾
はいえ、時範の嫡男実親・嫡孫範家は何れも三事兼帯を果して公卿に列

し、以後鎌倉・南北朝期を通して、時範の子孫および時範の養子知信の子孫からは多く弁官が輩出され、勅修寺流藤原氏・内麻呂流藤原氏に伍して「弁官家」として実務官僚貴族の一角を占めるに至ったのである⁽¹²⁾。

このような高棟流桓武平氏の家格形成に決定的な役割りを果たしたのが時範であったと言って過言ではあるまい。有能な実務官僚たる時範の存在と、その時範が、一足先に実務官僚貴族としての家格を形成しつつあった勅修寺流藤原氏との密接な結び付きによって一家のような関係にあったことが、この家の将来を方向づける上で大きな力となったことは疑いないところである。高棟流桓武平氏にあって、親信の出現が、没落しかけた家格を回復させて一時的に活性化させるカンフル剤のような働きを果たしたとするならば、時範は、貴族社会内においてこの家が存続していくための基盤を確立した立役者であると言えるであろう。

註

(1) 『時範記』の写本・逸文については、木本好信氏『時範記』と平時範の考察(『国書逸文研究』一六、のち『平安朝日記と逸文の研究』に所収)に詳しい。

(2) 新出の『時範記』の内では、最も早くに紹介された承徳三年春記が、国司の任国下向・国司神拝などの実態を知る好史料としてよく利用されている。それらについては、水谷類氏「国司神拝の歴史的意義」(『日本歴史』四二七号)の中に掲げられている。他に『時範記』を扱った論考に、木本氏前掲註(1)、同氏「関白後二条師通の周辺」(『日本歴史』四六一号)があり、時範を対象としたものに、吉田靖雄氏「平時範・実親父子の生涯と信仰、附心覚」(『歴史研究』二一〇号)などがある。

(3) 山本信吉氏「『親信卿記』の研究」(岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史

籍論集』上巻所収)。

(4) 『時範記』承徳三年六月十二日条。

(5) 『本朝世紀』正暦五年五月二十六日条。

(6) 長徳二年『大間書』。

(7) 『権記』寛弘元年七月十七日条。

(8) 寛弘五年十月十六日『御産部類記』。

(9) 『御堂関白記』寛弘五年四月十八日条、同長和二年正月二十九日条、同寛仁元年四月四日条等。

(10) 『小右記』長和四年四月七日条。

(11) 『小右記』同日条。親信は同年六月に没している(『日本紀略』六月十三日条、『公卿補任』)。

(12) 『小右記』寛仁三年正月十日条。

(13) 『小右記』治安元年八月二十九日条。

(14) 『小右記』治安三年正月十日条。

(15) 『左経記』同日条。

(16) 『小右記』万寿元年正月二十六日条(源則成)、同万寿元年十月十七日条(藤原惟経)、同万寿二年七月十一日条(平棟仲)。

(17) 『石山寺縁起』。

(18) 『行親記』長暦元年七月二日条、同九月二十七日条、同十月五日条等による。

(19) 陽明文庫本『親信卿記』天禄三年記書写奥書、『二中歴』第二韞負佐、『公卿補任』天永二年藤原為房条等。

(20) 『行親記』同日条。

(21) 『職事補任』。

(22) 『尊卑分脈』。『春記』長久元年十一月十日条を参照。

(23) 範国・行親・実綱らの右衛門権佐在任時期については、拙稿「十一世紀の検非違使佐」(古代学協会編『後期摂関時代史の研究』所収)で検討を加えているので参照されたい。

- (24) 『平安遺文』一〇一六号。
 (25) 『春記』永承五年三月六日条。
 (26) 康平元年八月二十九日『改元部類』。
 (27) 『台記』久寿二年四月二十七日条。定家の左衛門権佐交替時期については拙稿前掲註(23)を参照されたい。
 (28) 『後三条天皇御即位記』。
 (29) 『小右記』寛仁三年正月十日条。
 (30) 以上『弁官補任』。
 (31) 『御堂関白記』長和五年十一月二十五日条。
 (32) 『左経記』長元四年九月二十一日条、『春記』長暦二年十一月二十二日条、『範国記』永承三年十月十一日条、『職事補任』。
 (33) 『水左記』承暦五年十月二十七日条に「今夜越後権守基隆有娶事、博陸息女、故右大弁定腹女」とあり、藤原師実との間に女子を生んだ定親女のあったことが知られる。
 (34) 『春記』永承三年三月二十日条に藏人左衛門尉と見える経章は時範の舅である。『公卿補任』保延二年平実親条に「母故春宮亮平経章女」とあることから、経章の極官が春宮亮であったと考えてよさそうであるが、経章には他に男子があったことは知られていない。経方は『尊卑分脈』に「民部大輔・春宮亮・従五上」と記載されているが、『帥記』治暦元年七月七日条に六位藏人として見える経方は、同四年七月十九日に式部の巡で叙爵(『本朝世紀』)、その後承暦三年七月十日にも式部大夫とのみ見えて(『御産部類記』)、叙爵後は他の官についていなかった。経方の孫である信範の日記『平範記』久寿二年七月二十三日条でも、経方は式部の唐名である「李部」と呼ばれている。また『中右記』承徳元年十二月二十九日条からは、経方の子知信(信範の父)を時範が養子としていたことが知られ、恐らく経方は式部大夫のまま早くに没したのもと思われる。どうやら『尊卑分脈』の経方に対する記載は、経章のものと混乱があるようである。
- (35) 『石清水文書』宮寺縁事抄。
 (36) 木本氏前掲註(1)。木本氏は『群言抄』と表記され、『国書総目録』も同

- 様に作るが、当の『仁和寺記録』第十六に収められている本書の内題は『群言抄』とある。
- (37) 藏人尉については、高山かほる氏が「白河院政期における榊非違使の一面」(『湘南史学』七・八合併号)において分析されている。
 (38) 『後二条師通記』寛治七年六月二十八日条。
 (39) その前の『水左記』同年十一月十四日条にも時範は左衛門尉とのみ表記されている。これは『水左記』の記主源俊房が、自領饗庭庄と藏人所領柿御園の相論に因って時範を呼び寄せたものであり、この時の時範は当然藏人であったと思われる。
 (40) 『御産部類記』。
 (41) 『為房卿記』同年十二月十日条、『帥記』『水左記』同年十二月十一日条。
 (42) 『中右記部類』紙背漢詩集。
 (43) 『中右記部類』紙背漢詩集。
 (44) 木本氏は前掲註(1)の論考の中で、時範は、「後二条師通記」応徳三年十二月二十八日条によれば、左兵衛佐に任じたようである」と述べられているが、前述の如く時範が左兵衛佐であった形跡は全くない。『後二条師通記』の記事は「女叙位依延喜例留了、藏成了、殿□□時範左兵衛佐了」というもので、これだけでは意味の通じにくいものであるが、時範が左兵衛佐であるとは読めない。大体兵衛佐という官は、時範の先祖・同族が任せられたこともなく、時範と同じような実務官僚で兵衛佐を経た例はほとんど見い出せないものである(拙稿前掲註(23))。および安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻所収「白河・鳥羽院政期の榊非違使佐」(参照)。結論を言えば、ここに見える左兵衛佐とは高階為章を指すものであろう。為章は当時はまだ摂政藤原師実の家司をつとめていた為家の長男で、『後二条師通記』応徳二年六月十三日条に左兵衛佐と見え、『本朝世紀』康和五年十二月二十日条によれば、応徳三年二月三日に但馬守となったのも左兵衛佐を兼ねていたのである。
- (45) 『為房卿記』同日条、『職事補任』。
 (46) 『後二条師通記』『中右記』同日条。

- (47) 時範の姓についても「藤原朝臣」と記している。
- (48) 『中右記部類』紙背漢詩集。
- (49) 『後二条師通記』同日条。
- (50) 『後二条師通記』同日条。
- (51) 『時範記』『中右記』同日条、『弁官補任』。
- (52) 『中右記』同日条、『弁官補任』。右衛門権佐が死闘となっていたことは『中右記』同年七月十三日条に見える。
- (53) 『職原抄』藏人所。
- (54) 有信は寛治四年六月五日に左衛門権佐に任ぜられ(『為房卿記』同日条)、当時左少弁中宮大進を兼ねていた(『弁官補任』)。
- (55) 高山氏は前掲註(37)で『中右記』のこの記事を、「少弁と権佐兼官の先例がないとしている」と解釈されているが、みてのとおり、左右の少弁が同時に左右衛門権佐を兼ねることについて先例がないと述べているもので、拙稿前掲註(23)にも触れた如く、弁官が衛門権佐を兼ねる例は多数見られる。
- (56) 『後二条師通記』同日条、『弁官補任』。
- (57) 『中右記』正月三十日条、『弁官補任』。
- (58) 『中右記』同日条。
- (59) 『中右記』同日条、『弁官補任』。
- (60) 『時範記』承徳三年二月八日条に、任国下向のことについて、「今度不能申、去年罷申、出門之後、進発之日俄以延引之故也」と見え、承徳二年中に出門の儀まで終えながら進発できなかったことが知られる。
- (61) 『弁官補任』、『中右記』同日条には「弁官皆転任」と見える。
- (62) 以上『時範記』。
- (63) 為房は寛治四年六月五日左少弁に加賀守を兼ね(『為房卿記』)、翌五年六月十五日任国加賀に下向した(『後二条師通記』)。弁官の兼国であること、京都からの行程が因幡・加賀とも等しいこと(『延喜式』卷二十四、主計上)、拝任の日から任国下向までかなりの日数が経過していることなど、何かと共通点が多い。
- (64) 『本朝世紀』同日条。
- (65) この日に叙位が行われたことは『殿曆』『中右記目録』に見える。
- (66) この日に造宮叙位が行われたことは『殿曆』『為房卿記』『中右記目録』に見える。
- (67) 『殿曆』十月二十八日条に臨時除目があったことが見え、同日藤原顕隆が防鴨河使となっている(『公卿補任』保安元年条)。恐らく時範は同じ日に防鴨河使から修理右宮城使に移ったものであろう。
- (68) この日に叙位の行われたことは『殿曆』『中右記』に見える。
- (69) この日に臨時除目の行われたことは『殿曆』『中右記』に見える。
- (70) 『中右記』同日条。
- (71) 『中右記』六月二十二日条に臨時除目があったことが見え、同日藤原為隆が中宮権大進から大進に転じている(『公卿補任』保安三年条)、従って、時範が中宮大進を辞したのは、この日か、それに近い頃と推定される。
- (72) この日に除目があったことは『中右記』に見える。
- (73) 『中右記』『永昌記』同日条。
- (74) 『殿曆』『中右記』七月二十二日条。『為房卿記』七月二十四日条。
- (75) 『中右記』同日条。
- (76) 『殿曆』『中右記』同日条。
- (77) 『拾遺往生伝』。
- (78) 藤原道長の建立になる法成寺における仏事は撰関家の重事であり、この時の御八講は関白師実によって十一月三十日に始められている(『為房卿記』同日条)。行事をつとめた時範は、未だ兵部少輔であったと推定される(前節参照)。
- (79) 『時範記』永長二年十月十一日条。これ以前、時範は連日高陽院に参り、装束・雑事以下の遷幸の準備に従事している。なお、木本氏は前掲註(2)「関白後二条師通の周辺」の中で『時範記』同日条を引かれ、この日に行われた勸賞で三位に叙せられた師通の北政所(太政大臣藤原信長女)の名について、「字は虫損にて人偏しか明瞭ではない。原本について検討してもやはり判読は難し

い。が、強いて読むとすれば『儀』という他はないであろう」と述べられ、「儀子」と読めるのではないか、という見解を示されている。しかしながら、当該文字には確かに人偏とつくりの間に虫損があるもの、つくりの部分の下部は紙が残っており、そこには墨はない。従ってこの字を「儀」と読むのは無理で、同写本中から強いて似た字を探してみると、「信」と読むのが妥当なようである。ちなみに『中右記』の同日条にあたってみると、史料大成本は「故信子」としているが、陽明文庫蔵の鎌倉期写本には明らかに「藤信子」と書かれている。木本氏は『中右記』には言及されていないが、『中右記』と『時範記』と両種の古写本ともに「信子」と読める以上、信長女の名は「信子」であったとみるべきであろう。

(80) 『時範記』永長二年十月十五日条。

(81) 『時範記』永長二年十月十七日条。

(82) このような現象は時代が下るとより顕著となる。例えば建仁二年(一二〇二)の『九条良経拜賀并内覧宣下記』、同四年九条良経の『執柄一位拜賀記』、元久二年(一二〇五)の『九条道家三位中将拜賀記』などは、何れも九条家の家司である橘以経・藤原資家・平経高らによって記録されたものであった。

(83) 拙稿「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」前掲註(44)参照。その中で勅修寺一門中の顕隆流は一時期撰閤家との間が完全に疎遠となったが、顕隆の曾孫宗頼に至り、叔父であり養父でもある成頼の意を受けて関係修復を遂げている(『玉葉』文治二年正月二十七日条)。

(84) 松蘭齋氏「日記の家」(『九州史学』八四)の綿密な考証の成果によると、史料上で「日記の家」と言われているのは小野宮流藤原氏と高棟流桓武氏だけであるが、他にも「日記の家」と呼ばれるにふさわしい家柄がいくつかあり、勅修寺流藤原氏・日野流藤原氏をはじめ、宗忠・成宗などもこれに含まれる。時範・為房らと同様、「凡此間雜事見知信記」(『殿曆』永久二年四月二十三日条)・「勅賞等事、後代可尋見信範記」(『台記』康治元年六月二十九日条)と見える知信・信範は高棟流桓武氏、「上表儀、後代可尋見光房之記」(『台記』康治元年七月六日条)・「今日事、後代可見親隆記」(同、康治元年十月十四日条)

・「今日事不具記、後代可借憲方・顕遠記」(同、天養元年十月二十八日条)と見える光房・親隆・憲方・顕遠は皆勅修寺流藤原氏で、何れも撰閤家司をつとめる「日記の家」の人々であった。

(85) 『江記』寛治五年正月一日条。

(86) 『中右記』寛治六年三月二十三日条。

(87) 木本氏前掲註(1)。

(88) 橘本義彦氏「勅修寺流藤原氏の形成とその性格」(『平安貴族社会の研究』所収)。

(89) 『弁官補任』。

(90) 『時範記』同日条、および翌日条。

(91) 『古事談』第一一八〇。

(92) 木本氏は前掲註(1)の論考の中で、時範が故実を尋ねた相手に触れられ、「時範との関係が一段と密であったと思われる人物に、藤原基忠がいる」とされて『時範記』嘉保元年六月十七日条・同二十二日条を引かれ、「時範が新中納言藤原基忠に故実に関して信頼を寄せていたことは間違いないであろう。何ゆえに時範が、故実に詳細であったとすることが史料に明証のない基忠を信頼していたかについてはさらに明確ではない」と述べられている。しかしながら、木本氏が「新中納言」を基忠に比定されているのは何かの勘違いによるものと思われる。この年の六月十三日の除目で、参議右大弁藤原通俊・同左大弁大江匡房の両人が同時に権中納言に任ぜられたのであるが、『中右記』には、その日のうちに「新中納言通俊卿被申慶賀」と見え、同二十二日条には「今朝行向新中納言之宅、通俊」とある。通俊と同時に権中納言となった匡房に対しては、同十九日条で「江中納言」という呼び方がなされており、以後も一貫して通俊には「新中納言」、匡房には「江中納言」という呼称が用いられている。これに対し、基忠は六月十三日の除目以前から「藤中納言」と呼ばれており、『中右記』同年四月十二日条・同十四日条など、通俊・匡房が権中納言となつてからも「藤中納言基忠、新中納言通俊・江中納言匡房」(『中右記』同年八月十五日条)と呼称されているのである。

- (93) 『時範記』同目条。
- (94) 『中右記』同日条。
- (95) 『中右記』承徳二年四月十六日条。
- (96) 師通の罹病から死に至る経過は、『時範記』承徳三年六月十八日〜二十八日条に詳しく記されている。
- (97) 『殿曆』康和四年七月五日条。
- (98) 『殿曆』『中右記』同日条。
- (99) 知信が時範の養子となっていたことは『中右記』承徳元年十二月二十九日条に見えている。
- (100) 『平範記』仁平三年十月二十八日条。この日、平信範は左大臣頼長によって吉仲庄の知行権を取り上げられたのであるが、この時まで信範が十余年知行し、その前は信範の父知信が四十余年知行していたと述べられている。
- (101) 『殿曆』天仁元年十月三日条。
- (102) 『殿曆』『中右記』同日条。
- (103) 「故左金吾」とあるのは故右金吾（≡平行親）が書写の際に誤まれたためであろう。「故大將殿」というのは、長久五年（一〇四四）に権大納言右大將二十歳で没した藤原通房（関白頼通の子、師実の兄）のことで、これにより行親には通房の妻となった女子のあったことが知られる。
- (104) 『為房卿記』康和二年七月十二日条・『殿曆』嘉承二年十月十日条など、為房と時範が撰閑家にあつて共同して事にあつてゐる事例もいくつか見受けられる。
- (105) 蔵人検非違使右衛門尉であつた重隆はこの年の正月六日に叙爵し（『為房卿記』同日条）、同年五月二十一日には因幡権守と見える（『因幡権守重隆家歌合』）。恐らく叙爵後の春除目で宿官に任ぜられたものであろう。従つて「権守」とは因幡権守重隆のことで「江州」は言うまでもなく近江守時範を指す言葉である。
- (106) 『中右記』天永二年正月二十四日条。
- (107) 『兵範記』保元元年七月二日条。
- (108) 『公卿補任』記載の範家の年齢より逆算。
- (109) 紀伊守実親の任国下向に備えて、為隆は自分の旧国甲斐、時範の旧国近江の例にならつて雑事定文を作らせたわけであるが、為隆のこのような行為は明らかに実親の舅としてのものである。
- (110) 『公卿補任』保延二年源有賢条。
- (111) 『殿曆』『中右記』同日条。
- (112) たとえこのような縁がなかったとしても、通俊と宗忠、宗忠と時範との関係から時範が直接通俊から教えを受けたと考えることも可能ではある。
- (113) 『石清水文書』宮寺縁事抄。
- (114) 以綱は寛治八年二月二十二日に相摸守に任ぜられ（除目大間書）、『殿曆』康和三年十月二十三日条まで、その在任が確認できる。
- (115) 仮に宗佐であるとすれば、宗佐は藤原頼通の家司をつとめた隆佐の孫で、勅修寺の氏人である。
- (116) 『石清水文書』宮寺縁事抄。
- (117) 明確に家司と記されているのは天仁二年三月三日条を初見とするが、それよりかなり早いうちから家司としての活動を見せている。
- (118) 『中右記部類』紙背漢詩集から関白師通を中心とした詩会への参会者を見ると、師通の学問の師である惟宗孝言をはじめ、内麻呂流藤原氏（日野流とその同族）の有信・有俊・行家・俊信・広綱らの儒者家司が目立つのは当然であるが、通俊・為房・為隆・宗仲らも時範とともに参会していたことが確認される。
- (119) 『中右記』に見える宗忠と時範の交渉記事は数多いが、その中でも特に密接な関係が示されているものをいくつか掲げると、寛治六年三月二十三日条、永長元年九月九日条、嘉承元年三月二十三日条、同二年七月二十四日条、同二年十月十五日条などがある。
- (120) 吉田氏前掲註（2）。
- (121) 拙稿前掲註（44）参照。なお、時範のあと三事兼帯を果しながら公卿にならなかった者は、平治の乱（一一五九）で流罪となつた藤原貞憲（信西入道二

男)と、嘉禎二年(一二三六)に正四位下右大弁三十四歳で出家した藤原光俊など、特殊な事情のある者ばかりである。
 (122) 時範の直系は南北朝に南朝に属して衰退し、知信の流れが西洞院家とな

って今に続いている。但し、勸修寺流・内麻呂流が「名家」の家格で存続したのに対し、平氏は室町期以降は弁官につくことはなくなり、家格も「半家」に格付けされたが、それはまた次元の異なる問題である。

〔平時範関係系図〕
 ○『尊卑分脈』をもとに作成した。
 ○補訂箇所は本文中に示した。
 ○官職は確認できる代表的なものを掲げた。

